

## 神奈川県告示第 642 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成 22 年 10 月 19 日

神奈川県知事 松 沢 成 文

- 1 起業者の名称  
神奈川県厚生農業協同組合連合会
- 2 事業の種類  
伊勢原協同病院移転新築工事並びにこれに伴う市道及び用水路付替え工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
伊勢原市田中字ク子花、字クツガタ及び字万代地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
  - (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について  
申請に係る事業は、伊勢原市田中地内の 39,058 m<sup>2</sup>の土地を起業地とする「伊勢原協同病院移転新築工事並びにこれに伴う市道及び用水路付替え工事」以下「本件事業」という。）である。  
本件事業は、神奈川県厚生農業協同組合連合会（以下「起業者」という。）が、「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の規定に基づく公的医療機関」を移転新築する事業であり、法第 3 条第 24 号に該当する。また、本体事業の施行に併せて設置される保育所は、法第 3 条第 35 号に掲げる「前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができないその他の施設」に該当する事業である。  
さらに、本体事業の施行により遮断される伊勢原市道及び用水路の付替え工事を関連事業として施行するものであるため、法第 3 条第 1 号に掲げる「道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路」及び第 5 号に掲げる「用水路」に該当する事業と認められ、本号の要件を満たす。  
したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について  
起業者は、医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者として病院を設置する法的施行権限を有しており、組織、体制等の能力を有していると認められる。  
伊勢原協同病院（以下「本件病院」という。）の建物は、築 39 年を経過し老朽化が進み、狭隘化<sup>あい</sup>している状況にある。起業者は、これらの問題を早期に改善する必要があるが、現在地での建替えが困難なことから、移転新築を選択せざるを得ない状況であるとして、平成 17 年に業務の基本方針を決定する機関である経営管理委員会において移転新築の計画の方針を決定し、伊勢原市と協

議の上起業地を決定したものである。

予算面においては、自己資金のほか、J Aグループ出資、助成金等を財源として予定している。

また、本件事業の施行により遮断される伊勢原市道及び用水路の付替え工事に関連事業として施行するもので、それぞれの管理者から支障がない旨の意見を得ている。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件病院は、現在、19 診療科、413 床を設置する公的医療機関として、二次医療機能を担うとともに地域の医療を支えている。しかしながら、築 39 年を経過した建物は老朽化が進み、狭隘化している状況にあり、また、平成 9 年に実施した耐震化診断においては「補強対策が必要（努力義務）」との診断結果を受け、その改善が早急に必要となっている。

伊勢原市においては、高齢化が進行しており、<sup>がん</sup>癌や高齢疾患の対応が必要となっているところであるが、湘南西部二次医療圏における回復期リハビリテーション病棟や緩和ケア病棟の機能もまだ不足しており、ともに整備が求められている。

さらに、伊勢原市は「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されており、伊勢原市の施策として防災対策の強化を掲げている。災害時に医療機関の果たすべき使命は非常に大きく、災害時に対応できる施設整備が早期に求められている。

一方、本体事業の施行に伴い遮断される伊勢原市道及び用水路については、周辺地区の生活道路であり、周辺農地の農業施設でもあることから、機能を維持するための付替え工事に関連事業として施行するものである。

本件事業の完成により、地域医療の確保と災害対策機能の強化等が図られ、地域へ貢献することが見込まれるものであるとともに、「いせはら 21 プラン 後期基本計画」においても、本件事業への推進支援が位置づけられており、その公益性は大きいと認められる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地ではないものの、起業地西側は伊勢原市遺跡分布図 No. 128 遺跡に指定されているため、起業者は伊勢原市教育委員会等と協議をして試掘等の適切な措置を講じることとしている。また、保護のため特別な措置を講ずべき希少動植物は確認されておらず、失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件申請に当たっては、本件病院の利用状況、起業地の距離、道路事情及び面積等についても、一定程度本件事業に適していると考えられる他の 2 箇所を選定した上で、総合的な比較衡量によって本件起業地が選定されており、その選択は適切なものである。また、周辺環境等を考慮した上で、必要とな

るそれぞれの施設を配置するもので、本件事業の事業計画は合理的なものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件病院では、建物の老朽化及び狭隘化の対策が、また、本件病院を包含する湘南西部二次医療圏において、不足している回復期リハビリテーション病棟や緩和ケア病棟の機能の整備が求められている。さらに、伊勢原市においては災害時に対応できる施設整備等が必要とされていることから、現時点において早急な病院の移転が求められており、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の範囲の合理性

本件事業の施行において日常的な病院機能を維持するための必要な範囲として本件起業地を選定し、それぞれの機能を整備するものであり、起業地の範囲は過大ではなく、事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、本件事業は一時的な使用に供するものではなく、本件病院のため継続的な用に供するものであることから、収用と使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、起業地の収用による取得が現時点で必要であり、対象地が公益性発揮に必要な範囲内で、収用と使用の別についても適切であるため、収用という手段によることの必要性及び合理性が存在すると認められ、法第 20 条第 4 号の要件を満たす。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所  
伊勢原市健康管理課